

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
行政法			

評価(ABCD)
D

設問1(1) ^{回答する} ~~示す~~ (以下法名省略。)

1. 「処分」(行訴法3条2項)とは、公権力の主体たる国又は地方公共団体の行為であり、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を画定することにより、法律で定められたものという。

正確に示す

2. 本件決定は法37条2項に基づき、甲県が行う行為である。Xは現在本件許可に基づき本件水域を30年以上に渡り占有しており、本件決定により~~これに~~占有権限を奪われるから、本件決定はXの権利を侵害するものといえる。~~また~~本件決定後に~~処分~~後続処分はなく紛争の成熟性もある。

具体的に分析する必要が有ります

3. 以上から、本件決定は、上記定義を要件を充てし「処分」にあたる。

設問1(2)

私人の法的地位を變動させる

1. 執行停止(25条)は、何らかの処分が行われた場合にこれを停止する制度である。申請拒否処分は、申請に対する応答の処分であり、これによりXは占有許可を得られないことになった^{性質の}ものの、Xの法的地位に變動はない為、停止対象がない。

ポイントをおさめられる

以上の理由で、申立ては認められない。

2. Xは、本件決定の取消訴訟(3条2項)及び申請型義務付け訴訟(同条6項2号)を併合提起する。

仮の救済が受けられる

設問2

1. 手続的違法

Yは、本件~~件~~通知書において、法37条2項を適用した旨記載するのみで、不許可の理由については、Cに口頭でしか説明していない。この点から、行手法8条2項

1 ページ
裏面へ

12 反する。 → 三段論法で論じよう

2. 実体的違法

(1) Xは、本件決定は裁量権の逸脱・濫用(30条)があり違法であると主張する。

5 (2) 法37条2項及び許可事由を具体化した甲県審査基準の要件充足性について、Yには裁量がある。なぜなら、港湾事業は専門的技術側面があり、管理者たるY

12 判断能力がある為である。

10 Yは、棧橋流出(基準3)、大型船舶との接触事故の危険を増大(同5)を理由としている。だが

Xは、棧橋の質、構造改善の用意が~~あ~~ある。また、港に~~よ~~ため、基準3の要件を充足する。

また、港にはX以外の船がありそれらによる~~す~~原因として事故の危険が増大している可能性もあるため、基準5の要件不充足とはいえない。

よって、Yの判断は、審査基準の要件を該当性判断を誤った違法がある。

(3) つぎに、~~但~~Xは、本件決定は~~仮に基準を~~30年以上本件水域の占有を継続し今後も占有許可処分がされることに合理的期待を抱く~~す~~Xの地位を不当に~~はく奪~~するもので、信義に照らし許されない、と主張する。

25 本件においては、~~半~~B社の経営するAマリーナが年500万の赤字となっている為、この改善の為にYにAを利用させる為、本件決定をしたもの~~を~~と考えられる。

30 ~~A~~本件水域の占有料は年たった200円であるのに対し、Aは年30万であり、Aを利用すれば赤字となる、Xは~~益~~が存続できない。また、Aの収容力はXの船隻数はXの収容力を~~越~~超え、Aの収容力改善の目的もない。

これに反する結論を示す

形式的要素(格文の文言)も示していると良い

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
行政法			

以上から、XがAを利用するのは現実的に不可能であり、それに~~関~~わらず、Yの~~申~~者であることにより、本件決定を行うのは、信義に反し許されない。

以上

○ 三段論法の理解をアピールするようにしよう。
特に、規範定立を意識的に示そう。

○ 文法性にも注意。解釈文から論じよう。
その姿勢は良いが、条文解釈や、解釈を示せるようにしよう。

○ 設問2は、事情を用いる姿勢は良いが、三段論法で構成するようにしよう。

(大)

3 ページ

裏面へ

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。